

駐車監視員活動ガイドライン

【大塚 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道254号	春日通り	大塚3-9先	不忍通り	7-22	
2	主要地方道8号	目白通り	関口1-17先		8-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考	
1	都道435号	音羽通り	大塚5-40先護国寺西交差点	音羽1-3先目白坂下交差点	8-22		
2	主要地方道8号	新目白通り	関口1-21先江戸川橋交差点～関口1-33先の間における文京区内の新目白通り			8-22	
3	都道437号	不忍通り	目白台2-10先目白台2丁目交差点	大塚4-1先大塚小学校	8-22		
4	区道	坂下通り	大塚5-17先	大塚6-9先	8-22		

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	水道1、2丁目地区及びその周辺	8-22	
2	江戸川橋交差点を含む関口1丁目、2丁目周辺	8-22	
3	重点路線(新目白通り、不忍通り、音羽通り、坂下通り)周辺	8-22	

大塚警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重要)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。